

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会中間論点整理(案)

I. はじめに(制度検討作業部会設置趣旨等)

東日本大震災を契機に、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大を目的とする電力システム改革が進められる中、更なる競争の活性化を進めるとともに、環境適合、再生可能エネルギーの導入拡大、安定供給等の公益的課題に対応するための方策について、電力システム改革貫徹のための政策小委員会(以下、「貫徹小委員会」という。)において、議論が行われてきた。

貫徹小委員会により提出された「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」(以下、「中間とりまとめ」という。)において、卸電力市場をはじめとした既存の市場の流動性を高めるとともに、容量市場など、これまでになかった新たな市場を創設することにより、新たな価値を顕在化・流動化させていくという新たな市場整備の方向性が、導入時期の目安とともに示された。

また、2016年4月の小売全面自由化に伴い顕在化したインバランス制度の課題についても速やかに対応する必要がある。

このため、2017年3月に、新たな市場の制度設計やインバランス制度の見直し等について、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に制度検討作業部会(以下、「本作業部会」という。)を設置し、実務的な観点を十分に踏まえるべく、新電力等からのヒアリングに加え意見募集も行った上で、検討を進めてきた。

本中間論点整理は、今後の導入時期を踏まえて、事業者や関係機関の準備を早急に進める必要がある連系線利用ルールの見直しや既存契約見直し(ベースロード電源市場関係、連系線利用ルール見直し関係)について詳細設計の方向性を提示する。また、市場の活性化や健全化のために早期の対応が求められる電源開発電源の早期切出し、沖縄における小売競争活性化、インバランス制度の見直しについても、併せて方向性を提示するものである。

II. 新たな市場整備の方向性(各論)

1. 連系線利用ルールの見直し

(1) 意義

地域間(エリア間)連系線の利用については、現在、「先着優先」と「空おさえの禁止」を原則として、電力広域的運営推進機関(以下、「広域機関」という。)によって利用計画が管理されている。連系線を利用した広域的な運用拡大のため、一部の連系線では設備増強のための計画策定プロセスが開始されており、先着優先ルールを継続する場合、一刻一秒を争って申し込み順位を争う、不毛な競争が生じるおそれがある。また、我が国の電力需要が今後大

きな伸びを期待できないことを考慮すれば、既存の連系線設備をより効率的に利用できるルールの見直しが重要である。こうしたルール整備は、卸電力市場の活性化、より広域的かつ効率的な電源活用、将来的な調整力の広域運用等の基盤となるものであり、結果的に、再生可能エネルギーの最大限の活用にも資するものと考えられる。

加えて、2016年4月から計画値同時同量制度が導入されたことで、託送制度上、自由に電源の差替えができるようになり、連系線の利用計画も特定電源との紐付きが不要となった。このため、先着優先によって連系線容量を確保している事業者は、それをを用いて最も経済効率的になるよう電気の調達先を差し替えることが可能となる一方、新規参入者は、既存事業者によって連系線が占有されている場合、連系線を活用して電源を差し替えることができず、既存事業者が極めて有利になるといった新たな課題も生じている。こうした状況も踏まえ、連系線利用ルールを見直すことで、公正な競争環境の下で送電線の利用と広域メリットオーダーの達成を促し、更なる競争活性化を通じた電気料金を最大限の抑制、事業者の事業機会の拡大を実現していくことが適当である。

## (2) 詳細設計の方向性

### (基本的な考え方)

上記の意義、及び広域機関における検討を踏まえ、現行連系線利用ルールを「先着優先」から市場原理に基づきスポット市場<sup>1</sup>を介して行う「間接オークション」へと変更する。

現行連系線利用ルールでは、先着優先での容量割当を積み重ねた上、前日10時の段階で、なお空容量となっている部分を、スポット市場で約定した取引が利用している。

このため、先着優先に基づく連系線の利用登録の受付を停止することで、必然的に間接オークションに全面移行することとなる。

---

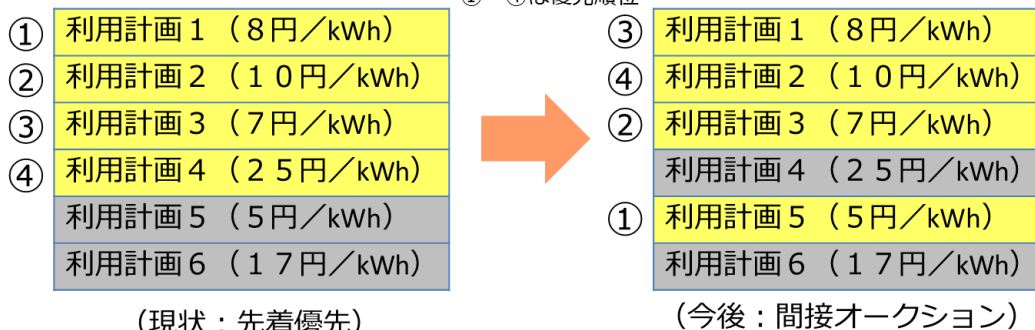
<sup>1</sup> 小売電気事業者は、電力を購入する発電所の立地エリアで卸電力取引市場のスポット市場に売り入札、小売電気事業者の小売供給エリアで買い入札を実施することで、約定した場合、実質的に連系線をまたいだ取引を行うことができる。現在では先着優先で先に確保された容量を除き、地域間取引を含めた全体の約定処理が行われている。

(参考図 3)競争的な連系線利用ルール(間接オークション)への移行

### <連系線利用状況イメージ>

(4つの利用計画分を送電できる容量があると仮定)

①~④は優先順位



(間接オークション導入後の連系線管理運用)

現行連系線利用ルールでは、スポット市場約定前に運用容量を超える連系線利用の登録申請があった場合、スポット市場約定後に連系線の故障等により運用容量が小さくなった場合、いずれの場合においても、先着優先の考え方に基づき混雑処理を行い、後着の利用登録から順に抑制している<sup>2</sup>。

間接オークション導入後は、スポット市場約定前の混雑処理は不要になり、スポット市場約定後の混雑処理は、スポット市場約定分と時間前市場約定分を同順位として位置づけ、按分抑制することが適当である。

また、現行連系線利用ルールでは、広域機関は、先着優先で登録された利用計画に基づき、連系線の計画潮流の管理及び作業停止計画調整等を行い一般送配電事業者へ通知し、一般送配電事業者は、広域機関より通知された情報を基に潮流管理及び作業停止調整等を実施している。

間接オークション導入後は、広域機関及び一般送配電事業者は、広域機関に提出された販売・調達計画や過去の連系線利用実績等の情報を踏まえて<sup>3</sup>連系線潮流の予測・管理を行うとともに、作業停止計画調整等を行うことが適当である。

(長期固定電源の取扱い)

長期固定電源<sup>4</sup>に係る連系線利用も間接オークションの下で取り扱うが、長期固定電源は出力制御が困難であるため、スポット市場において、成行価格での約定を可能とする仕組み<sup>5</sup>

<sup>2</sup> スポット市場分は、按分抑制している。

<sup>3</sup> 供給計画及び需給バランス評価の在り方の議論の内容次第で、これらの情報も活用できる。

<sup>4</sup> 広域機関の送配電等業務指針において「原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱電源」と規定。

<sup>5</sup> 他電源（送配電事業者により市場に投入されるFIT電源等を含む）よりも優先的に約定できる仕組みを指す。

とする。また、市場約定後、連系線の故障等によって運用容量が減少する場合、長期固定電源を含むバランシンググループが同時同量を達成できない場合であっても、余剰インバランスを許容するものとする<sup>6</sup>。

なお、連系線の中には、特定の電源の出力を直ちに制限する装置を電源側に設置して運転を行うことを前提に、運用容量が設定されているものがある。こうした電源や、流通設備の合理的形成及び流通コストの抑制・節減を目的として「電気事業法第24条第1項に定める区域外供給」が適用されている場合、並びに送電線作業停止時に限定して電源を一時的に他の供給区域に送電させる必要がある場合等には、当面の間、長期固定電源と同様の扱いとすることが適当である。

#### (特定負担者への対応)

特定負担者は、我が国の電力システムの基幹となる広域連系システムに対して、金銭的な貢献をしている事実に着目すれば、こうした費用負担を行っていない者との間で、同等に扱うこととすれば、公平性の観点から、適切ではないと考えられる。そのため、特定負担者に対して、その増強負担に応じ、一定期間、特定負担者でない者と比較して、特別な取扱いを行うものとするのが適当である<sup>7</sup>。

#### (経過措置)

原則として、現行ルールの下、既に長期連系線利用計画の登録を行っている事業者について、経過措置を講ずることが適当である。経過措置の対象事業者が、経過措置期間中、間接オークションの仕組みの下、結果として、従来と等価な相対契約を締結できるよう、以下の内容の措置を講ずることが適当である<sup>8</sup>。

- ・経過措置の対象となる小売電気事業者が、従来連系線利用に準じた手続きに基づき登録（以下、「経過措置計画」という。）を行い、この量をスポット市場へ応札し、約定した場合であって、
- ・当該経過措置計画に記載された電気の調達元（発電契約者又は小売電気事業者）が、同量をスポット市場に応札した場合に、
- ・事後的に、エリア間値差相当分<sup>9</sup>を、日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）との間

<sup>6</sup> 託送約款上は、通常のインバランスの引き取りとして処理されることとなる。また、エリア全体の電力が余剰となる場合は、当該電源は優先給電ルールに基づき抑制されることとする。

<sup>7</sup> 特定負担者に対して、物理的送電権又は間接的送電権等の権利又は地位を付与する方向で、更に詳細検討を深めることとする。

<sup>8</sup> 電源投資に大きな影響を与える制度変更等（容量メカニズムの導入等）があった場合には、経過措置の在り方について、その必要性を含めた検討を行うこととする。

<sup>9</sup> 経過措置対象事業者又はその電気の調達元が、①価格の安い市場で電気を販売し、価格の高い市場で購入する場合に要する費用、②又は価格の高い市場で電気を販売し、価格の安い市場で購入する場合に得られる収益を指す。

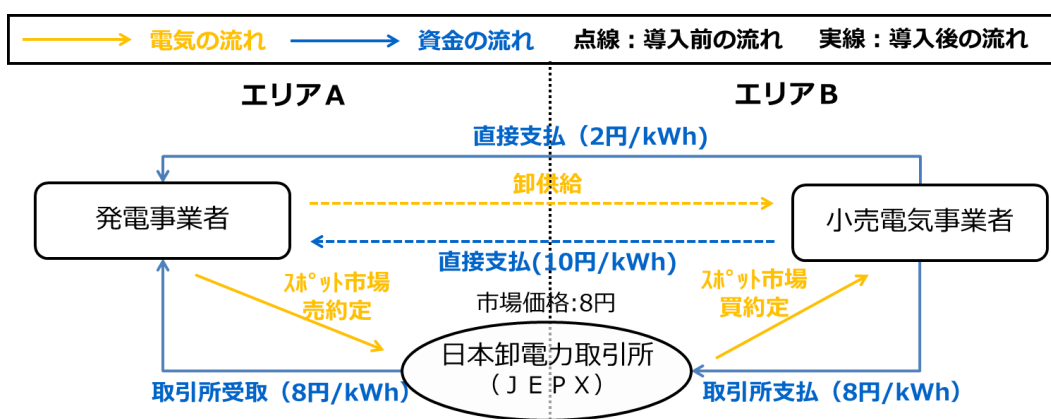
で精算するものとする。

なお、経過措置の転売については、一定の効率性向上に資する可能性があるものの、これを認めないこととすることが適当である。

(特定契約の会計上の整理)

特定契約<sup>10</sup>は、スポット市場を介して電力を受け渡すことを内容とする電力受給契約の一種であり、電力財の取引と事業者間精算の取引は一体の契約で行われることとなることから、金融商品会計基準の対象外<sup>11</sup>(デリバティブ取引には該当しない)と考えることが適当である。

(参考図4)間接オークション導入後の特定契約<sup>10</sup>に基づく資金の流れ



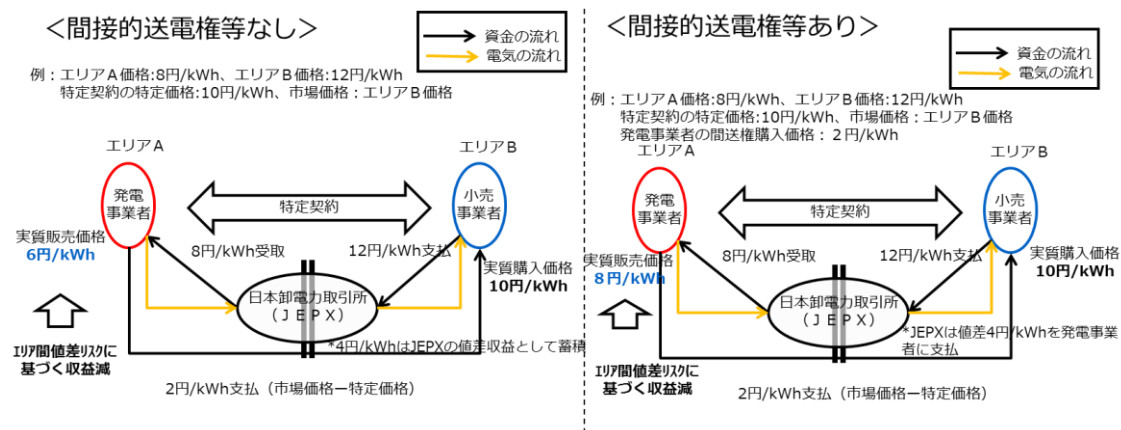
(間接的送電権等の会計上の整理)

JEPX において商品設計等が検討されている間接的送電権等については、JEPX のスポット市場における電力の購入・販売代金の調整を受けられるメカニズムに対する対価と位置づけられるが、その会計上の整理については、今後の商品設計等の検討を踏まえ、早期に整理を行うこととする。

<sup>10</sup> ①スポット市場を介して電力を受渡すこと、②特定価格、③特定価格の一部(市場価格)が取引所で決済されること、④残り(特定価格と市場価格の差額)を直接支払うこと、を内容とした契約を指す。

<sup>11</sup> なお、金融商品会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第14号)の第20項で求めている通り、将来予測される仕入、売上又は消費を目的として行われる取引であることが具体的に明確に記載され、会社として職務権限に基づく社内ルールに従い当該文書が承認プロセスを経ていること、またそれを逸脱した取引を行うことが認められない状況となっていることが必要である。

(参考図5)間接的送電権等の資金の流れ



(3) 今後について

間接オークションと間接的送電権等に関し、制度運用開始前に、必要な運用ルールについては、引き続き、検討を行うこととする。

2. 電源開発の電源の早期切出しに資する取組

(1) 意義

貫徹小委員会の中間とりまとめにおいて、新電力がベースロード電源へアクセスすることを容易にし、小売競争を更に活性化させる目的で、ベースロード電源市場を創設するとともに、ベースロード電源を保有等する事業者に対して、発電された電気の一部を同市場に供出させる制度的措置を導入することが適当であるとされた。

他方で、電力システム改革の果実を需要家に還元することをより早期に実現するため、ベースロード電源市場の創設前にも、競争活性化や卸電力市場活性化に資する各種取組を、相互の整合性に留意しつつ、追加的に検討することが適当であるとされた。そのため、従前から旧一般電気事業者が自主的取組として実施してきた電源開発との受給契約の見直し（以下、「切出し」という。）を加速化するための仕組みについて、ベースロード電源市場の検討と併せて、行うこととした。

(2) 詳細設計の方向性

(早期切出しに係るインセンティブの付与)

現在の電源開発の電源（以下、電発電源）の切出しは、旧一般電気事業者の自主的取組として各社に要請してきたが、旧一般電気事業者の需給状況や善管注意義務等を理由に、十分に切出しが進んでいない状況であった。そのため、制度的措置として実施されるベースロード電源市場において電源供出を求めることを踏まえて同市場創設前に切出しを行った場合、例えば、ベースロード電源市場創設後の旧一般電気事業者からの供出量を切出した総量分控除する等のインセンティブを設けることによって、早期の電発電源の切出しを促進する

ことが適当と考えられる。仮にこうした取組により、一時的にベースロード電源市場への供出量が減少する等したとしても、市場創設前後の事業活動への急激な変化を抑制できる観点からは、全市場参加者にとってメリットがあると考えられる。

### (3)今後について

既存契約見直し指針において、電発電源の早期切出しに係るインセンティブを位置づけ、旧一般電気事業者及び電源開発に対して、引き続き早期の切出しを行うことを求めていく。

## 3. 沖縄電力の自主的取組拡大による小売競争活性化

### (1)意義

貫徹小委員会の中間とりまとめにおいて、沖縄電力についても、系統が他エリアと繋がっていないことや、卸電力取引所が存在しないなどの特殊性に留意しつつ、卸電力市場活性化に対して、一定の役割を果たすべく、更なる取組を自主的に行うことを求めていくことが適当とされた。こうした取組を具体化し、導入することにより、沖縄エリアでの競争が活性化し、本土と比して競争が限定的<sup>12</sup>である沖縄エリアの需要家も、更に電力システム改革の恩恵を受けることが可能になる。

### (2)具体的対応の方向性

#### (新電力による電源へのアクセス確保)

沖縄電力は本作業部会のヒアリングにおいて、需給調整用の卸電力メニューの創設について、検討を進めることを表明した。

こうしたメニューが新電力に提供されることで、新電力の円滑な電源調達を可能とし、沖縄県内における小売競争が活性化することが期待される。

### (3)今後について

沖縄電力が現状より踏み込んだ検討を進めると表明したことは評価しつつも、需給調整用の卸電力メニューの早期の創設を実現することが重要である。

また、前述の取組に加えて、新電力の電源調達を円滑化する観点等に鑑み、電源開発の石川火力発電所のように、需要カーブに沿った運用に起因し発生している余剰電力量を活用する取組についても、検討される必要がある。

なお、こうした検討は自主的取組の監視等を行っている電力・ガス取引監視等委員会とも十分に連携しつつ、進めることが適当である。

---

<sup>12</sup> 新電力の販売シェア（平成 29 年 1 月時点）は、全国 8.8%、沖縄 1.4%

## 4. インバランス制度の見直し

### (1)意義

昨年4月の小売全面自由化以降、新たに導入された計画値同時同量制度の下で、発電または需要の過不足に対して用いられる調整力の対価であるインバランス料金は、卸電力取引所における市場価格をベースとしつつ、事業者の計画遵守インセンティブを損なわないよう、予見可能性を低くするための一定の調整項を設けた算定式を採用し、事業者間の精算を行ってきた。しかしながら、新制度開始後のインバランス料金の推移を見ると、制度検討時に想定したよりも予見可能性が高まっており、結果的に、現行の算定式は事業者の計画遵守インセンティブが損なわれている可能性がある。

このため、現行のインバランス料金制度を見直すことにより、事業者の計画遵守インセンティブを向上させ、計画値同時同量制度の適切な運用を目指す。

### (2)詳細設計の方向性

#### ①暫定的な制度の見直しであることを踏まえた政策コストと実効性のバランス

昨年4月から始まった現行の算定式を見直すことは、一般送配電事業者が有する託送料金調定システムの改修を含め、各事業者に対して一定の負担(政策コスト)を強いることになる。

現行のインバランス料金制度は、2020年度を目途とする需給調整市場の創設までの間の暫定的なものであり、その見直しに当たっては、中長期的な観点から政策コストと実効性のバランスを勘案することが重要であり、特に、制度見直しに伴うシステム改修の負担を十分に考慮する必要がある。

#### ②過大なペナルティ性を回避した上での事業者の計画遵守インセンティブの向上

インバランス料金制度は、調整力の費用を事業者間で事後的に精算するものであると同時に、事業者に対する計画遵守のインセンティブという側面を併せ持つ。このため、可能な限り単価の予見可能性を低減させることにより、事業者に対して需要と調達(販売と発電)を一致させる努力を促すことが重要である。

他方、計画値同時同量制度の下でのインバランスは、必ずしも各事業者の努力により回避できるものでなく、一定程度、不可避免的に発生し得るものである。このため、新規参入者や規模の小さな事業者にとって過大なリスクとならないよう、インバランス料金が過度に変動しないよう配慮する必要がある。

### (3)今後について

#### ①料金の見直し

現行のインバランス料金は、以下の算定式で計算される。



インバランス料金＝スポット市場と1時間前市場の加重平均値× $\alpha$ ＋ $\beta$

$\alpha$ ：系統全体の需給状況に応じた調整項

$\beta$ ：地域ごとの需給調整コストの水準差を反映する調整項

$$\beta = \text{①} - \text{②}$$

①：最近（基本として前々年度実績；平成29年度は平成27年度実績を使用）の一般送配電事業者の水力及び火力発電の可変費をそれらの発電量で除した額

※離島供給及び本土のアンシラリーサービスに要する部分を除いて算定

②：全一般送配電事業者における①の額を平均した額として経済産業大臣が告示する額

今般、この算定方法について、スポット市場の価格動向や過去のインバランス料金の水準等も鑑み、以下のとおり改めることとする。

$\alpha$ ：変動幅を制限する激変緩和措置の程度を軽減

（算定に用いる入札曲線の両端除外幅を20%から3%に変更）

$\beta$ ：地域ごとの市場価格差を反映する調整項に変更

（ $\beta$ ＝精算月の全コマにおけるエリアプライスとシステムプライスの差分の中央値）

※沖縄エリアでは $\beta = 0$ とする

日々の需給調整費用を事業者間で精算するインバランス料金制度は、状況の変化に応じて速やかに見直すことが求められており、本年10月を目途に上記の見直しを実施していくこととする。

他方、2020年度を目途とする需給調整市場の創設に伴い、インバランス料金の在り方を抜本的に見直すことが必要である。このため、今後の需給調整市場の議論と並行して、将来的なインバランス料金の在り方についても検討するとともに、導入可能な要素については、いち早く制度的に取り入れていくこととする。

## ②インバランス料金制度の運用状況の監視について

インバランス料金制度の運用において、計画値同時同量の理念に照らして不適切な行動をとる事業者が見受けられたことから、今般、制度の見直しを検討したところだが、一方で、当該事業者に対するヒアリング等を実施するなど、電気事業法や広域機関の規定等に基づく処分も視野に、今まで以上に厳格な監視・指導等を行っていくこととする。さらに、今後ともインバランス料金制度の運用状況を見ながら、必要に応じて制度見直しと監視・指導を行っていく。

## ③インバランス料金制度を適切に機能させるためのその他の政策的取組の必要性

市場価格をベースとしたインバランス料金制度は、適切な市場価格の形成が前提であり、卸電力取引の活性化を通じて取引の厚みを増していくことが制度の実効性を高めていくことに留意する。具体的には、市場の厚みと調達機会の維持・向上は、供給力確保のために必須である事から、これまで行ってきた卸電力市場の監視を更に強化し、旧一般電気事業者の自主的取組の状況や、各事業者の入札状況も含めて、より細かに確認していく。

## 5. 既存契約の見直し指針

### (1) 意義

ベースロード電源市場、連系線利用ルールの見直し、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場といった制度改正が行われるに際して、事業者間で締結された既存契約も、同改正が目指す趣旨（電気事業全体の効率化や事業者間の不公平解消等）を達成する形で、原則事業者間の協議を通じて適切に見直されることが望ましい。

他方、個別論点毎に利害対立が先鋭化する結果、①事業者間の見直し協議が円滑に進まない、②一方の事業者の利益が最大化された結果、新たな制度の趣旨が達成されないといった事態が発生しうることが懸念される。

このため、既存契約の見直しの協議について、政府が協議に際しての基本的な考え方を指針等として示すことで、協議の円滑化を図ることとすることが適当である。

### (2) 詳細設計の方向性

（今夏に制定する契約見直し指針の焦点）

新たな市場等の導入時期が異なるため、今夏に整理する契約見直し指針の対象は、早期に実施されることが望ましい電発電源の早期切出し等と深く関係するベースロード電源市場、2018年度に開始する連系線利用ルールの見直しを対象とする。

#### <ベースロード電源市場>

（制度的措置との整合性）

制度的措置に基づきベースロード電源市場に供出を求められる発電事業者は、保有するベースロード電源の発電平均コスト（加重平均）をベースとして設定された上限価格以下で、同市場に供出すると考えられる。これを前提として、見直しの対象となる契約の選定や、各電源への量の割当等に関する基本的な考え方については、原則供出上限価格の設定方法と整合的に決定することが適当である。具体的には、例えば、各ベースロード電源の事業者ごとに決定される供出量を按分し、同量を供出するに足る契約見直しを実施することが適当である。

（契約見直しに伴う対応）

また、契約見直しが行われた結果、例えば、小売電気事業者がより高値での電源調達を行う事態や、発電事業者が計画外停止時において、従来受け取れた基本料金を受け取れないといった事態が生じ、当事者間において見直しに伴う変化に対し、何らかの対価を相手に要求することも考えられる。

しかしながら、本見直しについては、自由化の下での公益的な課題に対応するための施策とともに、一体的なものとしてベースロード電源市場が創設されることに伴い、実施されるものであることも踏まえ、いずれの事業者も制度的措置であるベースロード電源市場への供出に

当たってこうした要求を行うことは適切ではない。

また、2016年4月の全面自由化に伴い卸料金規制が撤廃されたことや、今後様々な市場等が整備されることで、市場取引を念頭においた取引も生じるなど、過去の契約締結時から事業環境が大きく変化することにも鑑み、ベースロード電源市場への供出が求められていない電源についても、当事者間で誠実に協議のうえ、見直しの要否を検討し、必要な見直しが行なわれることが適当である。

#### (電発電源早期切出しインセンティブ)

ベースロード電源市場の創設を待たず、電発電源の切出し等、競争活性化に資する取組が早期に行われることは望ましいが、旧一般電気事業者に対して、従前どおり自主的取組として切出しを求めるだけでは、これまで同様、善管注意義務等に鑑み、ベースロード電源市場創設まで切出しが進まない恐れがある。係る観点に鑑み、事業者間の見直し協議を加速し、電発電源のより早期の切出しを促すべく、何らかのインセンティブを付与することが適当である。

具体的には、例えば、以下のようなインセンティブを付与することが考えられる。<sup>13</sup>

#### 【電発電源早期切出しインセンティブ例】

##### ①ベースロード電源市場からの供出量の控除

ベースロード電源市場創設前に切出しを行った場合、その切出し量を旧一般電気事業者のベースロード電源市場創設後の供出量から控除する。

##### ②切り出す電源の選択<sup>14</sup>

制度的措置との整合性に鑑み、電源毎の供出量は実質的に決定するが、早期に切り出される電源はこの整合性を問わない。

#### <連系線利用ルールの見直し>

##### (間接オークションの導入に伴う既存契約見直しの必要性)

エリアをまたぐ取引については、日本卸電力取引所(以下、JEPX という。)を介して電気が取引されることとなる。その際、スポット市場価格に基づき精算が行われることになるため、これまでと同様の契約内容を維持する場合は、制度変更の際に既存の相対契約を適切に見直すことが適当である。

<sup>13</sup> 電発電源の切り出し以外のベースロード電源市場と同等の効果が得られる取組を、旧一般電気事業者が早期に実施した場合の扱いについても、引き続き検討を行う。

<sup>14</sup> 同仕組みが活用された場合、ベースロード電源市場における電源開発の供出上限価格については、例外的に切り出された電源と整合的に設定する等の措置が必要。

#### (経過措置の取扱いについて)

エリアをまたぐ電力取引に係る契約を締結していた事業者においては、特定契約及び経過措置を組み合わせるなど、事業者間において適切に精算を行うことができる契約を締結することが適当である。

#### (経過措置との整合性確保)

経過措置については、従来と等価な相対契約を締結できるよう措置されたものであり<sup>15</sup>、広域機関及び JEPX により、当該経過措置対象者の経過措置利用状況を確認及び検証し、広域機関は、経過措置対象者が特定契約を締結しないなど<sup>16</sup>、経過措置の利用状況が妥当でないと認める場合には、当該経過措置対象者に、将来の経過措置計画又は入札内容を見直すことを求め、業務規程に基づき指導又は勧告を行うことになる。また、JEPX は、経過措置対象者が広域機関の見直し要請に従わない場合、当該経過措置対象者に対して、エリア間値差相当分を踏まえた精算を行わないこととする。

#### (電源の差し替えメリットについての取扱い)

従来契約により電源を特定した料金体系となっている場合、今回の見直しの結果、例えば、市況(スポット市場価格)に応じて、電源の差し替えが行われることを前提にすれば、送電側の事業者(発電事業者等)には電源の差し替えメリットを得る機会が発生する。

そのため、電源差し替えによるメリット(利益等)をどのように扱うかを誠実な協議を通じて決定することが適当である。

なお、このような利益の取扱いを協議するに当たっては、どのように、その額を特定するかが論点となり得る。具体的には、電源の差し替えに伴う利益の特定に当たっては、電源の限界費用の情報が必要となる一方、この情報は、経営上、相対契約の相手方には共有できない情報であると考えられる。

そのため、両事業者は、既に公表されている情報や、契約に基づき両事業者間で既に共有されている情報に基づき、電源の差し替えに伴って生ずる利益を、どのような形で特定し、取り扱うことが需要家利益に資するののかという観点から、相互に誠実に協議を行うことが適当である。

#### (特定契約の見直しに関連する紛争解決の利用)

特定契約は、電気事業者間の電力の取引に係る契約等に該当すると整理されることから、当該契約に係る紛争(特定契約の見直しについて協議を開始できない/見直しについての

---

<sup>15</sup> 経過措置対象者は、送配電等業務指針により、供給区域をまたいで行う電力供給に係る相手方との間の合意(特定契約)の変更又は終了等により、経過措置計画に登録している連系線利用量が減少するときは、経過措置計画の更新計画を広域機関に提出することを求められている。

<sup>16</sup> 同一事業者がスポット市場の異エリア間で売り買いをする自己約定の場合は除く。

協議がまとまらない等)の解決制度として、電力・ガス取引監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することが適当である。

(3)今後について

ベースロード電源市場及び連系線利用ルールの見直しを対象とした既存契約の見直し指針は早期に策定し、今後、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場の整備の進捗状況に併せて、必要に応じて、項目を追加していくこととする。